

# 可搬形発電機定期点検済証票取扱い規程

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程（昭和59年11月30日制定、以下「規程」という。）第20条に基づき、教育研修委員会可発部会（以下「可発部会」という。）の権限により、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）が発行する、可搬形発電機定期点検済証票の取扱いに関する規程を定め、定期点検済証票に関する諸事項と収支を明確にすることを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の意味は、次による。

(1) 可発部会

規程第3条に規定する部会で、可搬形発電機の整備等に関する建機レンタル協会事業の運営に関するすべての事項を審議発案する組織をいう。

(2) 可搬形発電機定期点検済証票

建機レンタル協会に設置する可発部会において承認され、建機レンタル協会が発行するもの（以下「定期点検済証票」という。）。

(3) 可搬形発電機整備技術者

建機レンタル協会が実施する可搬形発電機整備技術者講習を受講し、試験に合格した者が、建機レンタル協会備え付けの可発整備技術者資格登録名簿に登録し可搬形発電機整備技術者資格証の交付を受けた者（以下「可発整備技術者」という。）をいう。

(4) 事業者

可搬形発電機を所有又は保有し賃貸することを業としている者で、労働者を使用する者をいう。

## 第2章 定期点検済証票の発行等

### (定期点検済証票の発行)

**第3条** 定期点検済証票の発行は、建機レンタル協会がこれを行い、枚数は可発部会において毎年定めるものとする。

### (定期点検済証票のデザイン等)

**第4条** 定期点検済証票のデザイン、色等は可発部会において承認されたものとする。

## 第3章 定期点検済証票の販売等

### (定期点検済証票の販売先)

**第5条** 定期点検済証票の販売先は、建機レンタル協会に入会している会員であって、可搬形発電機を保有する者又は可搬形発電機の整備点検業務を行っている会員事業者に限るものとする。

#### (定期点検済証票の販売価格)

**第6条** 定期点検済証票の販売価格は、1枚400円（消費税は別途請求）とし、販売価格の設定は毎年可発部会において決定するものとする。

#### (定期点検済証票の販売先の変更)

**第7条** 定期点検済証票の販売先を変更する場合は、可発部会の承認を必要とする。

### 第4章 定期点検済証票の管理等

#### (定期点検済証票の購入方法等)

**第8条** 定期点検済証票を必要とする者は、購入申請書に企業名・可発整備技術者名等、様式に従い必要事項を記入のうえ、建機レンタル協会支部事務局（以下「支部事務局」という。）又は同本部事務局へ申請するものとする。

2 前項に定めるもののほか、別途定める可搬形発電機の定期点検済証票取扱要領に従い行うものとする。

#### (定期点検済証票の管理)

**第9条** 建機レンタル協会本部事務局は、可発部会において承認された定期点検済証票の枚数を管理し、会員からの購入申請に基づき支部事務局を経由して配布するものとし、年ごとにその発行枚数に係る出入りを明確にするものとする。

2 定期点検済証票を購入した会員事業者は、社内に設置している可発整備技術者に定期点検整備（別に定める可搬形発電機整備技術者定期点検要領に基づく点検整備）を完了した可搬形発電機に定期点検済証票を貼付させ、購入した枚数の管理を行うものとする。

また、自社工場内において行った他企業の可搬形発電機に、定期点検整備を完了した証として定期点検済証票を貼付させることができる。

3 前二項に定めるもののほか、別途定める「可搬形発電機の定期点検済証票管理要領及び、可搬形発電機の定期点検済証票取扱要領」に従い管理を行うものとする。

### 第5章 可発整備技術者の責任等

#### (可発整備技術者の責任)

**第10条** 事業者から定期点検整備の指示を受けた可発整備技術者は、忠実にこれを行い、完了した場合には必ず定期点検済証票に可発整備技術者名及び整備工場名を記入し、これを貼付する義務を負うものとする。

### 第6章 経理の明確化等

#### (実施事業会計への計上)

**第11条** 建機レンタル協会は、定期点検済証票の販売の収支は実施事業会計に計上するものとし、その収支を明確にするものとする。

#### (収益金の使途)

**第12条** 前条に規定する収支において生ずる収益金は、可発部会が実施する事業に優先配分するものとする。

## 第7章 雑 則

### (規程以外の事項)

**第13条** この規程に定める以外の必要事項については、別に定める要領によるものとする。また、この規程に関する事項で必要が生じた場合には、別途可発部会において決定し実施することができるものとする。

### (規程の改廃)

**第14条** この規程の改廃は、可発部会の議を経て行うものとする。

### (施行日)

**第15条** この規程は、平成12年6月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年10月22日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。